

2019年3月28日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所

札幌市北区麻生町5丁目2-35  
コーポラスひかり106号

電話番号 011-214-9900

特定非営利活動法人  
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ  
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第17-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	大曲いちい保育園			
設置者名称	社会福祉法人 水の会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2018年6月20日	~	2019年3月28日	
利用者調査実施時期	2018年8月1日	~	2018年10月5日	
訪問調査日	2018年12月18日			
評価合議日	2019年2月17日			
評価結果報告日	2019年3月28日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：社会福祉法人 水の会

代表者氏名：理事長 小林 信子

所在地：〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番地 南3西1ビル5階 TEL011-205-0341

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、自然に親しみ、遊びと学びを大切にした保育

当園は北広島市郊外大曲地区の台地に位置し、広い園庭に隣接して白樺林や大曲公園などがあり自然環境に恵まれている。

法人設立の理念「自然から学ぶ」に基づき、季節の移り変わりや自然に興味を持つよう、近くの公園に行ってたんぽぼとばしや、落ち葉、木のみ拾いなどをして、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じたり、蟬の抜け殻を見つけたときは、自分たちで観察したり、昆虫を飼育して、発見したことや不思議に思ったことを保育士と一緒に調べたり、自分で調べるなど関心を広げながら、遊びと学びを大切にした保育を行っている。

2、子育て支援の取り組み

当園は子育て支援センターが併設されていて地域の生涯学習センター、市の発達支援センターと連携して子育て講座などの子育て支援を行っている。子育て支援センター利用の親子とは、保育所のホールや園庭を開放して園児と交流を図っている。保育方針「子どもの視点に立つ保育」にもとづいた運営を行って、子育て支援センターだよりで情報を地域に発信している。地域子育てサークルや子育て相談を支援するなど、地域に根差した取り組みに努めている。

3、就学を迎える保護者不安解消と関係施設のスムーズな連携を明確にした手順書

就学を迎える保護者の不安を解消する目的を明確にするために手順書に「小学校との連携、接続」の項目を立てて、保育所児童保育要覧の作成提出のみならず、6月に小学校担任と協議する機会を設けて、新1年生の様子を共有し、年度末の1月には小学校教諭や学童クラブ職員等と年長児の引継ぎ協議等の手順を明確にしている。

また、参観日の手順として、5歳児の2回目の参観日には、小学校教諭と保護者との懇談を設け、小学校生活についての具体的な質疑で保護者の悩みや不安を聞くなどの機会とすることを標準的な実施方法として明確にしている。

## ◇改善を求められる点

### 1、ボランティア等の受け入れについて

運営計画にボランティアの受け入れについて基本姿勢を明記し、法人のボランティア受け入れマニュアルに基づき活動確認書、誓約書を交して受け入れ態勢を整え、絵本の読み聞かせなどにボランティアを受け入れている。地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して、小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップなどへの協力が期待される。

### 2、0歳児保育環境の充実

月齢別指導計画で月齢ごとの発達段階を踏まえ期の指導計画を作成して、一人ひとりの子どもの成長発達に応じた保育ができるよう配慮している。身の周りの興味関心の高まりを受け止め探索活動ができるよう環境構成をもとに援助している。今後、さらに一人ひとりの子どもに合わせて遊ぶことができるように、小さなコーナー分けをして玩具を用意するなど落ち着いた空間づくりが期待される。

### 3、子どもと保護者の利用者本位視点も取り入れたよりよい組織風土の醸成

専門的な経験知のもとに、日常的に保護者への積極的な言葉かけや行事後アンケート、個別懇談会等から、子どもと保護者等の利用者本位の保育サービス提供を組織的に行うよう努めている。また、「全体的な計画」手順書をもとにして落とし込んだ各種保育計画が作成されている。しかし、保育計画が子どもと保護者の意向把握の上に成り立っているのか、行事の保護者要望視点に陥らず、「子どもの最もふさわしい生活の場」としての保育視点から、保護者の意見・要望を把握しているのか、また、保護者の意見・要望・提案を受ける組織的な仕組みが保護者に伝わっているのか、保育提供から「保護者に対する支援」に結びついているのか等、豊富な経験知をもとにした振り返りから形式知化へつなげ、よりよい組織風土の醸成に取り組むことが期待される。

## ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

理念に基づき行っている保育に対して高い評価をいただき、光栄に思うと同時に、今後も子ども達一人ひとりに寄り添う保育を大切にしていきたいと改めて感じた。

子育て支援や小学校との接続に関して、力を入れていたところを評価していただいたことも、自信に変えて今後につなげていきたいと考える。

改善点として指摘いただいた事項については、早急に対策を考え実践していきたい。

## ⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 30 年 9 月 25 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 水の会		
事業所名 (施設名)	大曲いちい保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒061-1270 北海道北広島市大曲370番地8		
電 話	011-377-2801		
F A X	011-377-2802		
E-mail	ohomagari@mizunokai.ed.jp		
U R L	http://www.mizunokai.ed.jp		
施設長氏名	行方 絵美		
調査対応ご担当者	行方 絵美 (所属、職名：大曲いちい保育園 園長)		
利用定員	70 名	開設年	平成 12 年 4 月 1 日
<b>理念・基本方針：</b> 設立の理念 「自然から学ぶ」 四季折々の変化や雄大な自然環境に自ら働きかけ、しつけや約束など集団生活に欠かすことの出来ない指導的な側面である“受動的な活動”と興味や意欲を自ら出し保育士の援助で活動する“能動的な活動”を通して調和のとれた全人教育を志向していくことを願っている。大人の示唆がなければ身動きが出来ない子どもが年々増加傾向にある中で、一人ひとりに寄り添い受け止めながら個々の良さを伸ばし、自信を持って成長していくことが出来るように働きかけている。 保育(教育)方針 「子どもの視点に立つ保育」 保育目標「やさしく たくましく 心ゆたかに」 ・子どものありのままを受け入れる(個性の尊重) ・育ちを見守る(子ども自身が持つ伸びゆく力を信じる) ・子どもと保育士がともに歩み共有し合う園生活 (子ども主体の保育) この三点を大切に、全職員で精力的に取り組み子どもの視点に立った質の高いサービスを提供し、地域社会に広く認められる保育園を目指しています。			
<b>施設・事業所の特徴的な取組：</b> 「遊びを通して行う幼児教育」を方針とし、養護と教育を一体的に行う考えのもと養育・保育・教育の視点から保育活動に取り組んでいます。発表会、運動会ではストーリー性のあるお話の世界でのごっこ遊びを取り入れ、子ども達が自ら創造力をかきためて楽しむことの出来る内容になっています。			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		2 回 (平成 25 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

(例) ○○事業 (定員○名)	延長保育 障がい児保育 地域子育て支援センター事業
-----------------	---------------------------------

【利用者の状況に関する事項】（平成30年 8月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	9名	10名	12名	19名	15名
5歳児	6歳児	合 計			
16名	6名	87名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】(平成30年 8月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	18名	1名	1名	名	名
非常勤	14名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	14名	名	名
非常勤	名	名	11名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	15名 ( 11名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m <sup>2</sup>
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	789.44 m <sup>2</sup>		
(2) 園庭面積	1,053 m <sup>2</sup>		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	11年	
(5) 改築年	平成	23年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制			
(2) 建物面積				m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積				m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和	年		
(6) 改築年	平成	年		



**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 30 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

10 人

・ボランティアの業務

- ・絵本の読み聞かせ
- ・手作り人形劇

**【実習生の受け入れ】**

・平成 30 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 2 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

日々の子どもの送迎時に送迎に立ち合う保育士を配置したり、園長、主任等ができるだけ保護者に声をかけ、親の意向などを聞くようにしています。その他年二回の参観日にはクラス懇談の時間を設け、全体で話す時間を作ったり、年二回の個別懇談では担任と保護者が面談し家庭での様子や子どもの成長において心配な点などを聞き、日々の保育に活かしています。参観日の後には、保護者にアンケートを取り、意見等参考にしています。

また、苦情解決窓口の設置をしており、園の職員ではない第三者委員への苦情、申し出の方法もあるが、現在のところ利用はなく、担任もしくは主任との面談で解決をしている状況です。苦情申し出の結果は、必要に応じて対応結果を玄関のボードや園だよりでお知らせしています。

**【その他特記事項】**

本法人は設立以来一貫して子ども主体の保育を重視し、遊びを通して「心を育て夢をはぐくむ」ような保育活動を展開しておりますが、その基軸は37年に及ぶ幼稚園運営にあります。「子どもの視点に立つ保育」を柱とし、乳幼児期における遊びの重要性、子どもの意欲を駆り立てる魅力ある環境作りを大切にしています。また、園行事においても子どもの発達を踏まえた取り組みを行っています。

幼児期から主体性を培う保育・教育が大切であるという考えのもと、遊びを通して自らが考え、決断、実行していく力を育てる保育活動を重視しています。

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所)

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人設立の理念「自然から学ぶ」に基づき、「子どもの視点に立つ保育」を保育方針とし、「やさしくたくましく心ゆたかに」を保育目標に、内部文書、入園のしおり(重要事項説明書)、運営計画(事業計画に位置付け)、指導計画、パンフレットに明示して、保育会議、新採用保育士研修会、法人職員研修会などで職員に周知し、保護者等には入園説明会や保育参観日に資料に基づき説明して周知し、行事の施設長挨拶の際にも周知している。又、園内に掲示して、ホームページに記載し、市関係課、市子育て支援センター、地域の子どもクリニック、保育士養成施設へパンフレットを置いて、地域住民などへの周知に努めている。

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人本部及び法人の児童福祉部会(保育園部会)が連携を図りながら情報交換及び協議・検討を行って保育園の運営をしており、社会福祉事業全体の動向については、法人本部で把握し、施設長は保育施設長合同会議(市主催)に参加して、子ども・子育て支援プランなど行政からの情報や関係機関・団体からの情報、見学者、子育て支援センターの情報を収集して園児数の推移やコスト分析など、地域情報を分析して法人本部へ報告している。法人本部は児童福祉部会議(園長会議)で経営状況などを説明して共有している。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設長は、法人の児童福祉部会議(園長会議)や保育施設長合同会議(市主催)などに出席して課題を把握し、職員に周知している。園長会議には法人の役員が参加して、施設長から経営課題・要望などを聴取している。施設長は職員の自己評価の結果、改善すべき課題について面談等で意見を聞いて取り纏め、園の課題(子育て支援)については、職員全員で改善策の検討を行っている。

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人として、法人本部、児童福祉部会、高齢者福祉部会の3グループに分けて中・長期経営計画(平成28年度から平成32年度)を策定し、組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と育成、職場環境の整備などを計画している。保育園については児童福祉部会(保育園部会)で評価・見直しをして法人で変更・策定している。評価・見直しの結果、実施年度の変更や中止となった計画については、変更後の中・長期の事業計画、収支計画の作成が求められる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の運営計画は、中・長期計画の内容を踏まえたものとなっているが、中・長期計画の重点項目(保育の質の向上、人材募集と育成)など具体的な数値目標が設定されていない。数値目標や具体的な成果を盛り込み、実施状況が評価できる計画の策定が望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 運営計画は各事業終了時(月毎)に保育会議で反省評価を行い、次年度の内容についても話し合っている。法人の園長会議に役員などが出席して、施設長の意見・要望を基に協議や検討を行って法人本部で策定している。運営計画は全職員に配布している。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 入園のしおり(重要事項説明書)に、設立の理念、保育目標、園の概要、保育内容、保育のねらい、活動内容、安全対策、食事提供、虐待の防止、年間行事予定等を明記して入園説明会で説明し、運営計画を玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、毎月発行する「園だより」には翌月の行事予定や行事内容について詳しく説明している。運営計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、保育参観日などで説明・周知することが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では、これまでに第三者評価を2回受審し、評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えている。法人の自己評価実施要綱に基づき、職員は目標の設定などを行い、自己評価票をもとに施設長と面談して保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a 施設長は年度末に自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って法人本部と共有し、改善に取り組んでいる。改善すべき課題については、園内に掲示して保護者等へ知らせている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 施設長の役割と責任は、園運営規程及び防火管理規程に明文化し、園務分掌、運営組織図、重要事項説明書などに明記して職員に周知し、会議や園だよりで自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者(施設長)不在または、指揮を司ることが出来ない場合の指揮権者(主任保育士)を指定している。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 施設長は法人の園長会議、管理職等研修会、外部研修や行政、関係団体の会議などに参加して、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、虐待防止などをテーマとして内部研修を行い、各種マニュアルに遵守すべき法令の内容を盛り込み職員に周知している。法人の法令遵守指針に、施設長は必要に応じて職員に法例順守に関する研修を企画し実施するものとしている。保育所運営に必要な法令の園内研修を充実することが望まれる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 施設長は法人の園長会議、関係団体等の会議・研修会に参加し、保育参観、個人懇談、給食試食会などを行って園の良さや課題の把握に努め、会議で職員に周知している。保育会議、リーダー会議で事業の反省・評価・見直しを行うと共に、施設長は、職員の自己評価項目と視点(保育の内容・職員の資質向上など)を定め、自己評価の結果、改善すべき課題について面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。また、テーマを決めて園内研究を行い、保育の質の向上に向け知識・技能の習得を図っている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の中・長期計画に業務の効率化と円滑化を明記して、組織体制の強化、給与計算などを外部委託し、法人の児童福祉部会議（園長会議）に法人の役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明し、施設長は会議で職員に周知している。法人として働きやすい職場づくりプロジェクト会議を設置し、施設長は全職員から意見を聞いて、業務の軽減、パソコンや夏季休暇の増設など職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。クッションマット、牛乳パックで作ったパーティションを利用して空間づくりをしている。
----	---	---	---

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	施設長は在籍園児数などを基に、保育士配置基準確認表を作成して法人本部に報告し、法人本部で園の要員計画を策定し、就業規則に基づき法人本部で効率的な採用活動、人事管理、職員研修を行っている。法人の児童福祉部に採用推進委員会を設置し、養成校との連携、説明会の企画推進など効率的な採用活動を行っている。保育専門学校などの実習生を積極的に受け入れたり、ホームページに採用情報、募集情報を掲載して必要な人材が確保されている。保育士全員が保育士資格を有している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記して、就業規則に人事基準及び表彰事由が定められ、自己評価実施要綱に基づき、客観的、公正な評価の確保のため、一次評価者、二次評価者を定めて自己評価に合わせて人事評価し、個人面談を行って職員の意向・意見などを把握して、法人本部で総合的な人事管理を行っている。
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇の取得状況等は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。就業規則にパワーハラスメントの禁止、セクシュアルハラスメントの禁止を明記し、被害を受けた場合は、相談できる窓口を設けている。施設長は職員とのコミュニケーションを第一に考え、相談し易い体制に努め、悩み相談など必要に応じ、主任、施設長が個別面談を行っている。母性健康管理のための休暇、産前産後の休暇、子の介護休暇、夏季休暇、結婚祝金の支給や園親睦会による職員親睦、レクリエーションなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、自己評価実施要綱に基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は毎年個人目標を立て、自己評価表に記入し、施設長が面談して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。新採用保育士には指導者を配置して育成している。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の児童福祉部に研修推進委員会を設け、研修内容の検討、研修実施、分析・評価を行って、管理職等研修、主任研修、中堅保育士研修、新採用保育士研修、すべての職員を対象とした法人職員研修を行っている。受講者は研修報告書を作成して、次の研修計画に反映させている。園内研修及び園内研究については、研究部で企画・推進している。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて個人別年間研修計画を立て、法人の研修、行政や団体などが行う外部研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。園内研修、法人の研修については、休日や参加しやすい時間帯に開催している。受講者は研修レポートを作成して、全職員で内容を共有すると共に次の研修計画に反映させている。すべての職員を対象とした法人職員研修会に非常勤職員など、より多くの職員の参加が期待される。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a 運営計画に保育実習生の受け入れについて基本姿勢を明記し、保育養成施設、大学から受け入れられている。教務部が窓口となり、実習担当者を配置し、実習生受け入れマニュアルに基づき、保護者等への事前説明、オリエンテーションの実施、指導者に対する研修、保育養成施設などとの連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページに、設立理念、事業報告（法人本部）、資金収支（法人全体）、定款、保育事業へのとりくみ、研修体制などについて公開している。園のホームページには教育プログラム、保育の様子、子育て支援センターの情報などを公開し、運営計画は玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、園に対しての要望・苦情等に関する相談窓口を玄関に掲示して、意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで保護者等へ報告している。第三者評価の評価結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。園の事業報告、資金収支についても公開することが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に基づき施設長を出納責任者に任命している。園では小口現金の取り扱いのみとなっている。毎月、事務処理指針に基づき法人本部に報告すると共に税理士法人の指導・助言を得ている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	法人の運営方針に、「地域住民から期待される地域福祉の創造」を明示して、地域子育てセンターを利用する親子との交流や、高齢者福祉施設利用者と一緒に花壇作りをしたり、伝承遊びなどで交流している。また、近郊の農園で高齢者と一緒にいちご狩りするなど交流に努めている。地域の催しに参加するなど地域の人々との交流が望まれる。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	運営計画にボランティアの受け入れについて基本姿勢を明記し、法人のボランティア受け入れマニュアルに基づき活動確認書、誓約書を交して受け入れ態勢を整え、絵本の読み聞かせなどにボランティアを受け入れている。地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して、小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップなど学習への協力が期待される。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	医療機関、保健所、福祉事務所、小学校、関係機関・団体等を記載した資料を作成し、事務室に掲示して職員に周知している。地区教育関係機関と民生委員児童委員との実情交換会や、市要保護児童対策地域協議会などに参加して、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	園が有する機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、見学者に対して子育て相談を行ったり、面談や電話による子育て相談、子育て講座（離乳食講座、子どもの歯の話など）の開催、毎週月曜日～金曜日に園を開放して絵本・紙芝居などの遊びを提供し、親同士の交流を深め、子育ての輪を広げる取組をしている。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者の子育て相談、子育て講座、面談や電話による子育て相談、地区教育関係機関と民生委員児童委員との実情交換会や市要保護児童対策地域協議会などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、障がい児保育事業を実施している。又、定員の124%受け入れて待機児童解消に貢献している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-1-1-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	年度ごとに作成する標準的な実施方法としての「全体的な計画・指導計画」、「運営計画」の巻頭に法人の理念のもとに子どもを尊重する保育姿勢を意識した保育方針を明示して、全職員に配布し共通理解に取り組んでいる。特に新採用保育士研修会には、より理解しやすい資料を作成して配布している。保護者にも懇談会等で理解を得る説明に努め「運営計画」を玄関に備え置いて周知・理解を得ることに努めている。理念や保育方針、全国保育士倫理綱領を職員室内に掲示し、日々の職員の理解を深める環境づくりに努めている。
29	Ⅲ-1-1-1-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	トイレ空間やおむつ交換時の空間づくりに、プライバシー保護へ配慮した保育の提供に努めている。虐待防止等への配慮を「重要事項説明書」、「運営計画」手順書等に明示し、「虐待防止マニュアル」を整備して、職員周知及び保護者への周知・取組を行っている。プライバシー保護マニュアルの整備が現在進行中ゆえ、個人情報保護マニュアルと同様に職員理解を図る取り組みが期待される。また、万が一の配慮不足で不適切な事案が発生した場合の客観視的に機能する対応等の明示についての検討も期待される。
Ⅲ-1-2 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-2-1-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	園の見学者には主任が対応し、保育実践現場の取組を見てもらいながら、パンフレットや「入園のしおり（重要事項説明書）」をもとに丁寧な説明に対応している。法人のホームページで園の概要、一日のながれ、年間行事等を公開している。北広島市が作成したホームページの保育所ガイドライン内にも園の概要が公開されている。保育園選択の参考となるように市関係課、子育て支援センター、地域子どもクリニックなどにパンフレットを置いたり、法人及び行政のフォーマットによる保育園概要の情報発信に取り組んでいる。
31	Ⅲ-1-2-1-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	保育開始時には、「入園のしおり（重要事項説明書）」を配布し、保育の取組について保護者が理解しやすいように説明が行われている。「入園のしおり」は保護者の不安に対応して、病院受診の流れ、感染症、災害時、日々の持ち物等の説明にチャートやイラストを用いて理解を深める工夫が行われている。進級時にも保護者へ説明の機会を持ち、特に食育につながるアレルギー対応については必ず保護者の同意を得ている。理解に不安のある保護者へも丁寧に説明が行われているが、組織的な運用としてのルール化が行われていないので今後の取り組みが期待される。
32	Ⅲ-1-2-1-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	「運営計画」手順書に、「継続関係書類」、「新入園関係書類」、「転園関係書類、退所届」等の準備書類を明示して保育の継続性を意識している。退園後の相談窓口は主任となっている。不安な課題を抱える子ども等の転園時には、保護者等の了解のもとに担任が引継ぎを行っているが標準化されていないので、手順や引継ぎ文書、保護者への説明・手渡す文書等の形式知としてのルール化に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-3 (3) 利用者満足の上上に努めている。			
33	Ⅲ-1-3-1-① 利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	定期的に年2回の個別懇談会等での保護者意見聞き取り、年1回の保護者対象の「いちい学級」や給食試食会時のアンケート調査を行い、利用者満足の上上に努めている。把握した情報は主任がとりまとめて課題を抽出し保育会議で分析・検討が行われている。日々の登校園時の保護者対応から不満等があれば、その都度、会議等を開催して協議・改善する仕組みがあるが、定期的な仕組みの整備へと検討することが期待される。また、行事のみではなく最もふさわしい生活の場としての保育についての保護者等の満足感を把握・検討するアンケート等の取り組みが期待される。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 園の入口に苦情申出は0件と掲示している。苦情解決の体制を整備し、相談窓口を掲示しているが、その苦情対応になる前の段階での日々の取り組みを充実させて苦情件数が0件へ努めている取組が伺える。保護者一人ひとりの対話を大切に疑問や不安を職員へ話しやすい風土づくりに努め保護者が苦情を申し出しやすい対応に努めている。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 相談室を確保し「園のしおり」最終ページに「保育相談窓口（Opinionコーナー）」について項目を立てて、苦情解決責任者、受付担当者の明記、第三者委員の氏名と連絡先や北海道福祉サービス適正化委員会の問い合わせ先等が明記・周知されている。またそのページを玄関に掲示している。苦情解決の対応の仕組みではなく、相談や意見・提案等に対応する園の仕組みとして、担任以外の相談窓口や専門的相談に対しても対応する複数の相談方法や相談相手が用意されている仕組みをわかりやすく周知・掲示する等の検討が期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 日常的に担任はもとより、施設長や主任も保護者と積極的に会話を交わすよう努め、信頼関係を深めることで、相談、意見などの言いやすい配慮が行われている。個別懇談会で保護者から出された問題や要望については「意見要望マニュアルの手順」に沿って連絡の会で話し合い、後日、保護者に説明対応を行う仕組みがある。玄関先に「みんなのポスト」を設置している。給食試食アンケート実施の時に、保護者の意見も同時に得る口頭説明も意識した組織的な対応が行われている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a リスクマネジャーとして主任が配置され、事例の生じたクラス担任が参画する事故検討委員会が開催されている。ヒヤリ・ハット件数が年間約20件の事例があり、改善策・再発防止策等が検討されて月1回の保育会議や日々の連絡会で職員に周知される体制にある。安全確保・事故防止に関するテーマを意識して外部研修へ参加し、報告会を兼ねて勉強会を開催する体制にある。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 「感染症対応マニュアル」を作成し、主任が責任者となり生活指導係を感染症予防担当として感染症予防・発生時の安全確保の体制が整備されている。園日より等により季節に応じて予防情報を保護者へ周知している。感染症発生時は、玄関先に感染状況を掲示して保護者への注意喚起を促している。全職員に配布する「運営計画」手順書や保護者に配布する「入園のしおり」内の感染症名・登園のめやすなど知識・情報の充実に取り組んでいる。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 災害発生時に職員の参集基準等の行動基準が定められている。保育を継続しながら保護者への引き渡しまでの体制を整えている。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、特に冬季の災害対応策のために暖房器具類もリスト化されている。民生児童委員が定期的に月1回来園して子どもの見守りを受ける取り組みが行われている。消防署との連携を活かして1年に1回、消防車が来園して災害訓練への子どもを含めて職員の意識を高めている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	「全体的な計画・指導計画」と「運営計画」手順書を全職員に配布して全職員が同じ視点で共通理解のうえ保育が提供される仕組みが機能している。日々の連絡の会で保育について「運営計画」手順書にもとづいて行われているか確認する仕組みがある。新採用の職員については、一人ひとりに指導担当者を配置し、日案指導や研修などを行うことで、同じ視点に立った保育実践が行えるように体制を整えている。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>次年度の「全体的な計画・指導計画」・「運営計画」手順書の作成として1月下旬を目途に教務部が中心となって保育全般の業務手順等の見直し確認を行い、主任・施設長が最終確認する仕組みがある。また、年5回開催の保育部門担当主任会議の最終会議でも年度をふり返って保育業務を見直し、次年度につなげる機能があり標準的な実施方法に反映される仕組みとなっている。保護者懇談会等の意見も検討されながら冊子が作成されている。</p>
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	<p>指導計画策定責任者を主任として、「全体的な計画・指導計画」手順書をもとに見通しの持ったアセスメントが行われている。特に新人職員は指導係と検討を重ねて指導計画の策定に取り組んでいる。課題のありそうな子どもの指導計画は、市発達センターの保健師・心理士等の情報を積極的に得ながら策定される仕組みがある。特別支援保育も含めてアセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連の流れや子ども・保護者の希望やニーズを反映させて保護者に同意を得る手順やチームアプローチとして協議・合議を行いながら保育を提供する手順へと手順書のバージョンアップが期待される。</p>
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	<p>「指導計画」の評価、見直しについては、子どもの実態や保護者の要望、保育士の願い等を踏まえ保育計画、指導計画に反映できるよう毎年年度末に評価を行うと共に、次年度の標準的な実施方法としての「運営計画」手順書にも反映させている。手順書に保護者の意向把握と同意を得るための手順等が明記されていないので保育の質に関わる課題がより明確になるように指導計画の評価・見直しについての手順等の検討が期待される。</p>
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<p>子どもの成長・発達等の記録は「全体的な計画・指導計画」と「運営計画」手順書をもとに園の統一した様式を用いて記録され保育実施の確認もできる。各記録は職員間で情報共有されるように所定の場所に保管されている。職員間で書き方に差異が生じないように、手順書を活用し、主任の指導をはじめ、指導係による指導体制の仕組みが構築されている。</p>
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<p>記録管理の責任者を主任とし、個人情報保護マニュアルにより個人情報に関する書類、データの持ち出し制限やウイルスチェック付USBの使用、データの廃棄方法を定めて、管理体制を整備し職員への周知・教育が行われている。個人情報の取り扱いについては、入園時に配布する重要事項説明書をもとに保護者に説明・周知し、開示請求等にも対応できる体制を整えている。</p>



評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 保育課程の編成			
A-1-1 (1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	A①	a	保育所保育指針の改定で保育活動を養育・教育・保育の視点で捉えて法人の理念「自然から学ぶ」保育方針「子どもの視点に立つ保育」にもとづき編成している。職員が子どもの年齢ごとにグループを構成して子どもの成長発達や保護者の意向、地域の実態に応じて見直しを行っている。グループで見直したものを指導計画会議で協議し作成している。期の指導計画で反省、評価をして全体的な計画へ反映し改善できるよう努めている。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A②	a	各保育室は園庭に囲まれた開放的な環境にあり、自然光が降り注ぎ暖かみのある園内となっている。毎日、担当が室温や湿度を確認し報告を行い、園全体で把握して快適な状態を保てるようにしている。0・1歳児の保育室に和室があり、子どもの活動や状態に応じてくつろいだり、落ち着いたりできるようにしている。クッションやマット、牛乳パックで作ったパーティションを利用して空間づくりをしている。
A-1-1 (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A③	a	一人ひとりの子どもを理解し成長を促すため、期ごとに発達経過記録を作成して職員で共有し、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育ができるよう援助している。自分の気持ちを出せない子どもには、思いを引き出していけるような言葉かけを心がけている。遊びが足りない子どもや継続して遊びたい子どもなど状況によってコーナーづくりを工夫している。
A-1-1 (2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A④	a	衣服の着脱では保育士がさりげなく援助をして子どもが自分で、できたという自信につなげたり、服を広げて子どもがやりやすいようにしたりするなど配慮をしている。トイレトレーニングは家庭と連携して子どもが興味を持ったタイミングで進めている。手洗いの仕方は絵で表示してわかりやすくしたり、紙芝居やイラストを利用したりして手洗いの大切さを子どもに働きかけている。
A-1-1 (2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A⑤	a	ルール遊びをする中で新しいルールを考えたり、5歳児が3・4歳児と一緒に遊べるコーナーを工夫したりするなど、子どもが主体となって保育が進められるようにしている。子どものやりたいことを聞いて保育を展開できるよう心がけている。月に1回、民生児童委員が見守り活動で園を訪問して子どもと触れ合いを行っている。当園併設の地域子育てセンターを利用する親子と一緒に遊ぶなど交流を図っている。
A-1-1 (2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑥	b	月齢別指導計画で月齢ごとの発達段階を踏まえ期の指導計画を作成して一人ひとりの子どもの成長発達に応じた保育ができるよう配慮している。0歳児は1歳児と同じ部屋の空間で過ごしているため、子どもの月齢や発達に合わせてコーナーを設定したり、オープンにしたり、その時の子どもの状況を見ながら保育を行っている。今後、さらに一人ひとりの子どもに合わせて遊ぶことができるように、小さなコーナー分けをして玩具を用意するなど落ち着いた空間づくりが期待される。
A-1-1 (2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑦	a	月齢別指導計画と期の指導計画をもとに週案でねらいを立て環境構成の工夫をしている。園庭や公園では葉っぱやきのこなど自然物を見つけたり、冬は雪遊びをしたり、自然環境を生かして探索活動を行っている。年上の子どもが着替えの手伝いに来たり、園庭で遊んだりする中で異年齢の子どもたちと自然なかかわりができるような保育を行っている。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>期の指導計画をもとに週案でねらいを立て3・4・5歳児の環境構成の工夫をしている。活動の中でせみの抜け殻をみつけたときは自分たちで観察をしたり、図鑑で調べたりするなど遊びを通しての学びを大切に保育を行っている。高齢者福祉施設利用者とは花壇づくりをしたり伝承遊びをしたりして交流を深めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>園内は玄関の段差がなく1階が子どもの生活の場となっているため、障がいのある子どもが過ごしやすい環境になっている。現在は障がいのある子どもは入所していない。配慮を必要とする子どもについては専門研修を受けたり、保健師とカンファレンスを行ったり、発達支援センターの助言を受けたりするなど保護者と連携して援助を行っている。クラス会議や保育会議で職員と情報を共有して、子どもの発達状況に応じた保育を行えるよう努めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>一日の園生活を通して子どもの生活リズムを整え、環境に変化を持たせた保育を心がけている。0・1歳児は、テラスでゴザを敷いて遊んだり、冬は段ボールで作ったそりに乗り園内散歩をしたりするなど工夫している。2・3歳児と4・5歳児は、ホールの利用時間を決めて交代して遊んでいる。送迎時は玄関に、立ち番職員を配置して保護者と連携を取っている。連絡事項等を早速日誌に記入して職員間で伝え合い引継ぎを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校教員と就学に向けてのテーマをもとにグループ協議を行っている。協議を通して文字に触れる機会が少ないことに気づき保育内容の工夫をしている。1月には小学校教員と保育士で子どもの家庭状況や気になる様子等の引継ぎを行っている。小学校の子どもと保育所の子どもの交流は、一年生の授業の見学をしたり、2年生の楽器演奏を見たりしている。又、2年生と一緒にルールのある遊びなどを行っている。今後、小学校の子どもと保育所の子ども同士の交流を増やしていくことを検討している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年齢ごとの年間保健指導計画をもとに、一人ひとりの子どもの心身の状態を把握できるよう努めている。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、チェック表を利用して0・1歳児は5分おきに、2歳児は10分おきにチェックを行っている。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するマニュアルを職員に周知している。保護者にはクラスだよりやクラス懇談会で周知したりポスターを掲示したりしている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断、歯科健診結果は保護者に伝えている。事前に保護者から子どもの気になることなど聞き取り園医に相談をして保護者と連携を取りながら進めている。子どもには、エプロンシアターや紙芝居、手作りのワニなどを通して歯ブラシ指導を行っている。保護者には、その活動の様子を掲示板で知らせ、保護者と子どもに関心が持てるようにしている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー対応マニュアルにもとづいて、医師、保護者、栄養士、担任、主任で連携を図ってアレルギー食を提供している。厨房でアレルギー食を受け取る時にチェック表をもとに、栄養士と担任でチェックを行い、クラスで再確認して提供している。「アレルギー児対応についての流れ」をもとに、全職員が共通理解を持ち組織的に行われるよう努めている。</p>

A-1-(4) 食事		
A⑧	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a 園庭で子どもと菜園づくりを行い、じゃがいも、ニンジンなどの野菜を栽培、収穫して、給食に取り入れたりクッキングをしたりしている。給食をお弁当にして芝生で食べたり、高齢者福祉施設利用者と食事をしたりするなど子どもが食事を楽しめるよう工夫している。4歳児のクラスには、栄養表「からだをつくるもの」「ねつやちからになるもの」「からだのちようしをととのえるもの」を掲示している。給食の食材は、この3つのどれになるのかを子どもと確認して意欲的に食事ができるようにしている。保護者には給食試食会後に給食アンケートを取って、感想等を参考にして献立の工夫をしている。
A⑧	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a 栄養士は日々、子どもの食事の様子を見て回り喫食状況や、残菜など把握して給食に反映できるよう努めている。給食会議では、メニューや調理方法などの検討を行っている。栄養士を中心に保育会議で、衛生管理マニュアルについて職員に説明して体制を整えている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑧	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	保護者とは日々の対話を心がけ、連絡帳や掲示板を通して子どもの様子を伝えている。クラス懇談会、保育参観は年2回行い、幼児は子どもの育ちを見てもらうことをねらいとして、制作やごっこ遊び、集団遊びなどの活動を行っている。乳児は保護者と触れ合い遊びをしたり、小麦粉粘土でお弁当作りをしたり、子どもと触れ合う中で園と共有して育ちを支えられるよう努めている。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A⑧	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	日々の送迎時に保護者と話す機会を設けて、コミュニケーションを図れるよう努めている。当園併設の子育て支援センターは、地域の生涯学習センターや発達支援センターと連携して子育て支援を展開しているため、保護者には関係機関との情報提供をした、助言が受けられるようにしたりする体制を整えている。
A⑧	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	午睡時の着替えのとき子どもの身体状況を把握したり、朝食をとっていないなかったり、高熱のとき病院受診していないなどをキャッチして早期対応につなげている。地域の要保護児童対策協議会に施設長が出席して情報交換や情報収集をしている。又、市の児童家庭課相談員とは年に2回情報共有している。虐待等権利侵害に関するマニュアルをもとに職員研修を実施して組織的に対応できるよう努めている。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A⑧	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育中の気づきや思いを職員間で発信して、子どもが様々な経験を重ねられるよう定期的に見直しをしている。期の指導計画、週案、日案で反省、評価をして次の指導計画へ生かされるよう努めている。自己評価は全職員が行っている。施設長と面談をする中で保育室の整理、整頓のことやクラスノートの書き方など、課題や提案を出して保育の改善につなげている。